

(仮称) 子育て支援プラザ新築工事設計業務
公募型プロポーザル実施要項

平成29年10月19日

魚津市

(担当：産婦人科クリニック開設準備室)

1. プロポーザルの概要

- (1) 名称 (仮称) 子育て支援プラザ新築工事設計業務公募型プロポーザル
- (2) 方式 公募型プロポーザル
- (3) 目的 魚津市では、子どもを産み育てたいと思う環境づくりを推進し、結婚、妊娠、出産、子育て期における切れ目のない支援を充実していくことにしています。
- このため、分娩施設を富山労災病院とともに、同院内に整備することにしました。
- 併せて、核家族化の進展などにより深刻化している産後うつなどに対応するため、母子保健事業、子育て支援事業及び産前・産後ケアを一体的に実施するとともに、母子等が気軽に交流、相談し合える施設として、(仮称) 子育て支援プラザを整備することにしました。
- 整備場所は、分娩施設の医師、助産師等と密接な連携を図るため、病院の隣接地とします。
- つきましては、本施設の基本設計及び実施設計の委託者を、専門家の技術力・問題解決力や創造性に期待し、公募型プロポーザルにおいて選定することにしました。
- 選定は、(仮称) 子育て支援プラザ新築工事設計業務公募型プロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」という。) において行います。
- (4) 担当課 魚津市産婦人科クリニック開設準備室
〒937-0041 魚津市吉島 1165 魚津市健康センター内
TEL : 0765-24-3999 FAX : 0765-24-3684
E-mail : kenko-center@city.uozu.lg.jp

2. 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称) 子育て支援プラザ新築工事設計業務
- (2) 業務内容 (仮称) 子育て支援プラザの新築工事に係る基本設計、実施設計 (建築確認を含む)
- (3) 業務場所 魚津市六郎丸字中川原地内
(県道3ヶ吉島線沿いの富山労災病院隣接地 現駐車場)
- (4) 履行期間 平成29年11月下旬から平成30年3月末頃まで

3. 発注者

魚津市

4. 参加資格要件

- (1) 資格要件
- 参加は、単独企業、共同企業体を問いません。ただし、共同企業体での参加の場合であっても、その全ての者が以下の要件を満たしていることとします。(下記②については、共同企業体を構成する者のうち、1者以上が要件を満たしていれば可とします。)
- ① 参加表明書を提出するまでに魚津市における設計業務に係る入札参加有資格者であること。
- ② 富山県内に本社があること。
- ③ 平成10年以降、日本国内における木造建築物の新増築の設計実績 (500㎡以上) があること。
(発注者が、国及び地方公共団体 (独立行政法人等これに準じる機関も含む。) を問わない。また、共同企業体の構成員での実績を含む。ただし、建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えは除く。)
- ④ 建築士法 (昭和25年5月24日法律第202号) 第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ⑥ 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと又は民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生手続きの申立がなされている者でないこと。
 - ⑦ 設計業務に関し、国及び地方自治体から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 業務従事者の資格等
- ① 統括責任者及び主任技術者は建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。
 - ② プロポーザル参加表明書に記載した統括責任者及び主任技術者は、設計者として選定され魚津市と契約した場合は、必ず本業務を担当すること。

5. 工事計画の概要

「(仮称) 子育て支援プラザ 計画概要 別紙1」(以下、「計画概要」という。)のとおり。

6. プロポーザルの提案課題

本プロポーザルにおいて、計画概要を踏まえ、この要項にある『10 提出書類』の項に従って提案してください。なお、技術提案書における提案課題は次によるものとするほか、当該課題に関連する内容であれば、計画概要で定める建設費の範囲内で、施設の計画に新たな提案を盛り込むことも可能とします。

《提案課題》

- (1) 外観などのイメージ
 - ア 母子等が気軽に行ってみたいと感じるような優しい施設の外観について
 - イ 富山労災病院など周辺の景観との調和について
 - ウ 同病院と連携しやすい動線について
- (2) 施設内のイメージ
 - ア 母子に優しく訪れた人が安らぎを感じられるような施設とするための提案について
 - イ こども目線で、安全に遊べる施設とするための提案について
- (3) 農林水産省所管の森林・林業再生基盤づくり交付金（木造公共建築物等の整備）の対象となるための対応について
- (4) その他
 - ・災害時の施設の有効活用について
 - ・建設・維持管理コストを抑えるための設計上の工夫について
 - ・木造建築物の長寿命化や木材の劣化を防止するための配慮について
 - ・ランニングコストの縮減や再生可能エネルギーの活用について

7. プロポーザルの審査及び選定方法

(1) 審査・選定方法

本プロポーザルは、審査委員会による二段階審査方式で行います。

第一段階審査は、応募者からの提出書類等により、ヒアリングを求める者を 3 者程度選定します。なお、参加表明者が 5 社以下のときは、本審査を省略し、第二段階審査を実施するものとします。

第二段階審査は、ヒアリング要請者を対象として、提出書類を用いてヒアリングを行い、最優秀者等を選定します。（第一段階審査の結果は評価しません。）

(2) 評価基準

評価は、「(仮称) 子育て支援プラザ新築工事設計業務公募型プロポーザル評価基準 別紙2」(以

下、「評価基準」という)に基づき行います。

8. スケジュール

- ① 実施要項の公告（魚津市ホームページ掲載）
平成 29 年 10 月 19 日（木）
- ② プロポーザル参加表明書の提出期間
平成 29 年 10 月 20 日（金）～平成 29 年 11 月 1 日（水）
- ③ 技術提案書の提出に係る質問受付期間
平成 29 年 11 月 2 日（木）～平成 29 年 11 月 9 日（木）
- ④ プロポーザル技術提案書の提出期間
平成 29 年 11 月 10 日（金）～平成 29 年 11 月 24 日（金）
- ⑤ 第一段階審査（書類選考）
平成 29 年 11 月下旬
- ⑥ 第一段階審査結果発表及び通知
平成 29 年 11 月下旬
- ⑦ 第二段階審査（ヒアリング）
平成 29 年 11 月下旬～12 月上旬
- ⑧ 第二段階審査結果発表及び通知
平成 29 年 11 月下旬～12 月上旬

9. プロポーザルの作成上の基本事項

プロポーザルは設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではありません。具体的な設計作業は、発注者と協議のうえ開始することとします。

10. 提出書類

（1）プロポーザル参加表明書

- ① 参加表明書表紙（様式 1）
- ② 会社・事務所の技術者・資格（様式 2 の 1）
- ③ 総括責任者・主任技術者（様式 2 の 2）
- ④ 木造建築物（500 ㎡以上）の設計業務実績（様式 3）
※添付資料として、様式 3 に記載した業務について 1 件分の契約書（写し）を 1 部提出してください。

（2）技術提案書

- ① 技術提案書表紙（様式 4）
- ② 外観などのイメージ（様式 5）
- ③ 施設内のイメージ（様式 6）
- ④ 森林・林業再生基盤づくり交付金への対応（様式 7）
- ⑤ その他（災害時の活用、経済性、長寿命化等）（様式 8）

（3）設計費見積書（様式 9）

※「(仮称)子育て支援プラザ新築工事設計業務公募型プロポーザル様式一覧 **別紙 3**」を参考に記載してください。

※様式の余白については自由に設定しても可。

11. プロポーザル参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法 参加表明書の提出書類（様式1から様式3まで）を6部持参又は郵送すること。
（1部は製本せず、クリップ留めとすること）
- (2) 提出先 魚津市産婦人科クリニック開設準備室（魚津市健康センター内）
- (3) 提出期限 平成29年11月1日（水）午後5時まで（必着）
- (4) 参考資料 本プロポーザルを実施するにあたり、次に掲げる参考資料を健康センター内にて公表します。
 - ・付近見取図
 - ・用地測量図
 - ・隣接地の地質調査結果（労災病院建設時のボーリングデータ）（注1）産婦人科クリニック開設準備室との事務連絡のため、参加表明書を提出した事業者は、以下のアドレスに件名を「【事業者名】プロポ参加表明」とし、本プロポーザルにおける連絡担当者名を記載のうえ、メールを送信してください。
E-mail : kenko-center@city.uzu.lg.jp

12. プロポーザル技術提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法 技術提案書の提出書類及び設計費見積書（様式4から様式9まで）を10部持参又は郵送すること。（1部は製本せず、クリップ留めとすること。）
- (2) 提出先 魚津市産婦人科クリニック開設準備室（魚津市健康センター内）
- (3) 提出期限 平成29年11月24日（金）午後5時まで（必着）

13. プロポーザル提出書に関する質問の受付及び回答

質問は、原則として文書（様式は自由としますが、規格はA4判とします。）を持参、郵送又は電子メールにより受け付けます。

- ① 受付担当課 魚津市産婦人科クリニック開設準備室（魚津市健康センター内）
- ② 受付期間 平成29年11月2日（木）～平成29年11月9日（木）
（注1） 質問には、質問受付の締切日から7日以内に参加者全員に対して電子メールにて回答します。

14. 審査の結果及び通知

- (1) 第一段階審査及び結果の通知
審査委員会が、提出された「提案書」を基にヒアリング要請者を3者程度選定し、選定された者にヒアリング参加要請書を送付します。また、選定されなかった者にも通知します。
なお、参加表明者が5社以下のときは第一段階審査を省略し、全員にヒアリング参加要請書を送付します。
- (2) 第二段階審査及び結果の通知
審査委員会が、ヒアリング要請者からの提出書類を基にヒアリングを実施し、評価基準に基づき総合的に審査のうえ、本業務に最適な候補者を選定します。選定された者に対して所定の手続きが終了次第、その旨を書面により通知します。また、選定されなかった者に対しても、その旨を書面にて通知します。

15. ヒアリングの実施

- (1) 日 程 平成29年11月下旬
- (2) 場 所 後日指定（ヒアリング要請に合わせ通知する）

(3) 方法

- ① ヒアリング時間は30分程度（説明15分程度 質疑10分程度 交代5分）
- ② ヒアリングでは、出席時間以外の入室（傍聴）を認めません。
- ③ ヒアリングでの入室は、3名までとします。
- ④ 会場にはホワイトボード、プロジェクター、スクリーンを用意するので、提案書と同じもの（サイズを問わない）を掲示又は投影し説明を行うことができます。また、文字等を見やすくするため、提案書の一部を拡大表示することも可能ですが、追記およびアニメーション加工、着色・音声編集は不可とします。
※説明のための資料（模型を含む）を追加して提出することも不可とします。

16. 業務の委託等

(1) 契約の交渉

魚津市は、最も優れた提案書の提出者として選定された者と、速やかに設計委託の契約の交渉を行うものとします。辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとします。

(2) 設計業務委託料

設計業務委託料は魚津市が定める方法により算出して得た額を上限として、随意契約により締結します。

(3) その他

発注者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されません。

17. 失格事項

(1) 参加表明書及び技術提案書が次に掲げる事項に該当するときは失格とします。また、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とします。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの、又は、既に発表されたものと同一若しくは類似の提案又は盗用した疑いがあると認めたもの

(2) 応募者が、次に掲げる事項に該当するときは、失格とします。

- ① 応募者が、この要項に定める手続き以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- ② プロポーザル関係書類を複数案提出した場合
- ③ ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- ④ 応募者が他応募者の協力事務所となっていた場合
- ⑤ その他審査委員会が不相当と認めた場合

18. 参加報酬等

応募者への報酬はありません。

19. その他の留意事項

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年

5月20日法律第51号)によるものとします。

- (2) プロポーザルに記載した予定技術者は、傷病、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとします。
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。また、魚津市は、参加表明書及び技術提案書を保存及び図録等により公表する権利を有するものとし、その使用料等は無償とします。
- (4) 参加表明書及び技術提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。
- (6) このプロポーザルに応募した者は、この実施要項に同意したものとみなします。